

令和2年10月28日
特別区長会
東京都市長会
東京都町村会
大崎市
東京城
宮城都県

宮城県大崎市の災害廃棄物の都内での受入終了について

令和元年台風第19号により大崎市で発生した災害廃棄物（稲わら）を処理するため、令和2年1月、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、大崎市、東京都及び宮城県の6者で協定書を締結したうえで、都内清掃工場で処理を行ってまいりました。

この度、宮城県から、現地での処理に目途が立ち、広域処理を終了したいとの申し入れを受けたことから、都内での処理を終了することとなりましたのでお知らせします。

記

1 搬入実績

- (1) 期間 令和2年2月6日から令和2年10月22日まで
- (2) 廃棄物の種類及び量
種類 稲わら
搬入実績 約5,800トン

2 受入先

東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場
多摩地域の清掃工場（10団体）

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部計画課
電話：03-5388-3593